

8 私企業からの隔離（国公法第 103 条）

職員は、営利を目的とする私企業（以下営利企業という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。

国公法では、第 103 条と第 104 条によって、兼業が制限されています。

	対象	制限される兼業の例
【国公法第 103 条】 私企業からの隔離	営利企業の <u>役員兼業</u> 、 <u>自営兼業</u> を行う場合を制限	株式会社の取締役、監査役 不動産賃貸、太陽光電気の販売、農業 等
【国公法第 104 条】 他の事業又は事務の関与制限 (p.14~p.15 参照)	職員が <u>報酬を得て</u> 、 <u>営利企業の役員等以外の兼業</u> を行う場合を制限	第 103 条で制限される兼業以外の、あらゆる有報酬兼業（大学講師等）

内容

- ◆ 国公法第103条は、「**役員兼業**」と「**自営兼業**」の2種類を制限しています。
- ◆ この規定に違反して営利企業の地位についてした場合、刑事罰が科されることがあります。

【役員兼業】

- ◆ 役員兼業（営利企業の取締役、監査役、理事等となること）は、名義のみであったとしても兼業に該当し、禁止されます。報酬の有無も問いません。

【自営兼業】

- ◆ 自営兼業（商業、工業、農業等を営むこと）も役員兼業と同様に原則として禁止されています。ただし、一定の規模以上の不動産等賃貸や太陽光電気の販売等の区分に応じて承認基準が定められており、これに基づいて所轄庁の長等の承認を得た場合には、自営兼業を行うことができます。

◆ 自営に該当する基準

不動産又は 駐車場の賃貸	一定の規模（※）以上の場合 （※）独立家屋…5棟以上 / アパート…10室以上、 土地…10件以上 / 駐車台数…10台以上、 賃貸料収入が年額 500 万円以上 等
太陽光電気の販売	発電設備の出力が 10 キロワット以上である場合
農業等	大規模に経営され客観的に営利を主目的とする企業と判断される場合

◆ 自営に該当する場合の承認基準

不動産又は駐車場の賃貸 太陽光電気の販売	<p>① 職員の官職と承認に係る兼業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。</p> <p>② 入居者の募集、賃貸料の集金、発電設備の維持管理等といった、事業の管理業務を事業者に委ねること等（親族による管理も含む）により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。</p> <p>③ その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。</p>
その他の兼業	<p>① 職員の官職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。</p> <p>② 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。</p> <p>③ <u>当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。</u></p> <p>④ その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。</p>

【照会例 7】

Q. インターネットオークションやフリーマーケットアプリを用いて商品販売を行ってもいいですか。

A. インターネットオークションやフリーマーケットアプリを用いての商品販売は、営利を追求する目的でアカウントを取得するなどして店舗を設けたり、不特定多数への販売目的で大量に仕入れるなどして、定期的・継続的に行えば、小売業を営むものとして自営に該当し禁止されます。

【照会例 8】

Q. マンション 5 室、家賃月額各 9 万円の物件を賃貸する予定です。年間の家賃収入は 9 万円 × 5 室 × 12 月 = 540 万円ですが、経費等を控除した収益は年間約 420 万円（<500 万円）となります。自営兼業の申請は不要ですか。

A. 申請が必要です。賃貸料収入の金額は、申請時において見込まれる将来 1 年間の収入予定額で判断します。収入予定額とは家賃、共益費収入等をいい、経費等控除後の額ではありません。

【照会例 9】

- Q. 母親が経営していた賃貸マンション1棟（全18室）を姉弟2人で相続しました。今後は姉弟の共有名義で賃貸することになりますが、持分は職員（姉）、弟ともに2分の1であり、1室当たりの家賃月額が4万円です。職員の持分に応じた年間の収入予定額を計算すると、4万円×9室×12月＝432万円（＜500万円）となります。自営兼業の申請は不要ですか。
- A. 申請が必要です。不動産等の賃貸を共有名義で行う場合には、持分により按分したものによるのではなく、賃貸物件全体を対象として自営に当たるか否かを判断します。賃貸件数や賃貸料収入の額についても、その不動産等の賃貸に係る件数、賃貸料収入の額全体により判断します。

【照会例 10】

- Q. 従来より付き合いのあった不動産会社から、「中古の一戸建てが売りに出されたので、購入して民泊として運用してみないか」と言われました。収益のシミュレーションでは、年間の収入予定額は約480万円（＜500万円）となります。自営兼業の申請は不要ですか。
- A. 職員が民泊のホストとなる場合（インターネットサイト等を利用して、広く宿泊者の募集を行い、繰り返し人を宿泊させ宿泊料を受ける場合）には、（不動産賃貸には該当せず）旅館業や住宅宿泊事業を営むこととなるため、収入や件数の多寡、民泊の許可や届出の有無にかかわらず、自営兼業に該当します。

【照会例 11】

- Q. 株式会社の株式を相続し、併せて名義のみ、その会社の役員となった場合、役員兼業に該当しますか。
- A. 職員が、父親が経営していた株式会社の株式を遺産相続し、併せてその会社の名義のみの役員（実際には業務には全く従事しない）になる場合は、たとえ名義のみであっても第103条の役員兼業に該当し禁止されます。なお、株式所有については、一定数以上の株式所有は制限される場合がありますので、併せて注意する必要があります（P.15参照）。

【事例 15】

株式会社の設立目的であることを認識の上、5万円の報酬を得て「名義貸し」を行い、同社に登記されたことにより、同社の取締役役に就任した → 減給処分

【事例 16】

家族から賃貸不動産を含む全財産を相続し、アパート及び駐車場の賃貸を行っていたにもかかわらず、自営兼業の承認申請を怠っていた → 減給処分

【事例 17】

約4年間にわたり、自身が開設したブログや会員制サイトで申込者を募り、対面又はオンラインでコーチングセッションを実施した対価として、報酬を受け取り、兼業をした → 減給処分